

・成田市道路占用料条例新旧対照表

現行				改正			
別表				別表			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき 1年	<u>610円</u>	法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき 1年	<u>740円</u>
	第2種電柱		<u>950円</u>		第2種電柱		<u>1,100円</u>
	第3種電柱		<u>1,100円</u>		第3種電柱		<u>1,500円</u>
	第1種電話柱		<u>550円</u>		第1種電話柱		<u>660円</u>
	第2種電話柱		<u>880円</u>		第2種電話柱		<u>1,000円</u>
	第3種電話柱		<u>1,000円</u>		第3種電話柱		<u>1,400円</u>
	その他の柱類		<u>55円</u>		その他の柱類		<u>66円</u>
	共架電線その他上空に設ける線 類	長さ1メートルに つき 1年	<u>5円</u>		共架電線その他上空に設ける線 類	長さ1メートルに つき 1年	<u>6円</u>
	略		略		略		略
	路上に設ける変圧器		1個につき 1年		<u>540円</u>		路上に設ける変圧器
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき 1 年	330円		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき 1 年	390円
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所				1個につき 1年		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>460円</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>550円</u>
広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき 1 年	<u>1,700円</u>	広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき 1 年	<u>1,800円</u>		

現行				改正				
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,100円</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,300円</u>	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>29円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>34円</u>	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>42円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>49円</u>	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>64円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>74円</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>85円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>99円</u>	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>120円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>140円</u>	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>170円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>190円</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>290円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>340円</u>	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>420円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>490円</u>	
	外径が1メートル以上のもの		<u>850円</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>990円</u>	
				法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置に	地下に設けるもの	<u>3円</u>

現行				改正				
					による検知 の対象と して設置 する導線 その他の 線類	その他の もの	13円	
					道路の構造又は交通 の状況を表示する標 示柱その他の柱類	1本につき 1年	1,000円	
					その他の もの	上空に設 けるもの 地下に設 けるもの	占用面積1平方メ ートルにつき 1 年	660円 390円
					その他のもの		1,300円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メ ートルにつき 1 年	法第32条第1項第4号に掲げる施設			1,300円	
法第32条 第1項第5 号に掲げ る施設	地下街及び地 下室	階数が1のもの 階数が2のもの	占用面積1平方メ ートルにつき 1 年	A に <u>1,000分</u> の4を乗 じて得 た額	法第32条 第1項第5 号に掲げ る施設	地下街及び地 下室	階数が1のもの 階数が2のもの	A に <u>1,000分</u> の5を乗 じて得 た額 A に <u>1,000分</u> の8を乗 じて得
				A に <u>1,000分</u> の7を乗 じて得				

現行					改正				
		階数が3以上のもの		た額 A に <u>1,000分</u> の8を乗 じて得 た額			階数が3以上のもの		た額 A に <u>1,000分</u> の10を 乗じて 得た額
	上空に設ける通路			<u>850円</u>		上空に設ける通路			<u>900円</u>
	地下に設ける通路			<u>510円</u>		地下に設ける通路			<u>540円</u>
	その他のもの			<u>1,100円</u>		その他のもの			<u>1,300円</u>
法第32条	略				法第32条	略			
第1項第6号に掲げる施設	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき 1月	<u>170円</u>	第1項第6号に掲げる施設	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき 1月	<u>180円</u>
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき 1月	<u>170円</u>	令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき 1月	<u>180円</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,700円</u>			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,800円</u>
	標識		1本につき 1年	<u>880円</u>		標識		1本につき 1年	<u>1,000円</u>
	旗ざお	略				旗ざお	略		
		その他のもの	1本につき 1月	<u>170円</u>			その他のもの	1本につき 1月	<u>180円</u>
	幕(令第7条第4号に掲げる工	略				幕(令第7条第4号に掲げる工	略		
		その他のもの	その面積1平方メ	<u>170円</u>			その他のもの	その面積1平方メ	<u>180円</u>



現行				改正			
					ネルの上 の地下を 除く。)に 設けるも の	もの  階数が2の もの  階数が3以 上のもの	<u>1,000分</u> <u>の5を乗</u> <u>じて得</u> <u>た額</u>  <u>A に</u> <u>1,000分</u> <u>の8を乗</u> <u>じて得</u> <u>た額</u>  <u>A に</u> <u>1,000分</u> <u>の10を</u> <u>乗じて</u> <u>得た額</u>  <u>A に</u> <u>1,000分</u> <u>の33を</u> <u>乗じて</u> <u>得た額</u>  略
令第7条第 11号に掲 げる応急 仮設建築 物	略 上空に設けるもの	占有面積1平方メ ートルにつき 1 年	略 A に <u>1,000分</u> の <u>20</u> を 乗じて	令第7条第 11号に掲 げる応急 仮設建築 物	略 上空に設けるもの		A に <u>1,000分</u> の <u>23</u> を 乗じて

現行				改正			
			得た額				得た額
	その他のもの		A に <u>1,000分</u> の <u>28</u> を 乗じて 得た額		その他のもの		A に <u>1,000分</u> の <u>33</u> を 乗じて 得た額
	令第7条第12号に掲げる器具		A に <u>1,000分</u> の <u>28</u> を 乗じて 得た額		令第7条第12号に掲げる器具		A に <u>1,000分</u> の <u>33</u> を 乗じて 得た額
備考 1～9 略				備考 1～9 略			